

服装に関する規程

本校において、校外活動、進路活動（就職試験・進学試験）にふさわしい服装とする。
服装はすべて制服とし、冬服・中間服・夏服であれば、時期を問わずどれを着ても構わない。

1 制服について

- (1) 制服（冬服・中間服・夏服）については学校指定の制服とする。
- (2) インナーは、白または黒の無地としYシャツまたはブラウスに隠れるものとする。
- (3) 冬服の下にセーター等を着用する場合は、華美でないもので上着に隠れるものとする。（2・3年生）
フード付は不可。1年生は学校指定のセーターとする。
学校指定のセーターであれば、セーターでの活動も可とする。
- (4) くつ下は白・黒・紺の無地とする。華美でない、くるぶしあたりのワンポイントは可とする。
冬は、黒のストッキング可。ただし、ストッキングの上にくつ下を履くときは、黒くつ下とする。
- (5) ネクタイ、リボン、夏服・中間服のみはずしても良い。（1年生）
- (6) スラックスを履く場合は、黒の革ベルトを付ける。
- (7) スカート丈は、ひざの中心より長いものとする。

2 運動服装について

- (1) 男女とも学校指定の運動服装とする。
- (2) 体育授業では、学校指定の運動靴とする。
- (3) 体育館では、学校指定の体育館シューズを使用する。
- (4) 体育授業以外の運動は、学校指定の服装または各部指定の服装とする。

3 その他

- (1) くつは、黒の皮靴・合成靴又は白を基調とした運動靴とする。ハイカットや派手な靴等は禁止する。
- (2) 校舎内では、学校指定のスリッパとする。下履き、上履きの区別を明確にする。
- (3) 華美でないコート・ジャンパー・手袋・マフラーを防寒着として認める。
ただし、登下校時のみとする。
- (4) カバンは、黒を基調とした30L前後のリュック型または部活動指定のカバンとする。
2・3年生は黒革カバンも可。
- (5) 男女ともピアス・アイプチ・化粧等は禁止する。
- (6) 事情により異装を必要とするときは、事前に担任または係教師に届け出て許可を受ける。
- (7) 制服の補正は勝手にせず、必要なときは係教師に届け出て許可を受ける。

頭髪に関する規程

本校において、校外活動、進路活動（就職試験・進学試験）にふさわしい頭髪とする。

1 男子

- (1) 髪の毛の長さは、目・耳・襟にかからない。
- (2) パーマ・染色・脱色及び極端な髪型等は禁止する。
- (3) 眉は整える程度は可とする。極端に剃ったり、抜き取ることは絶対にしない。
- (4) 整髪料は使用しない。

2 女子

- (1) うしろの長さは、襟にふれる線までとし、それ以上伸びたら切るか、全体が結べる状態であればゴムで結ぶ。ゴムの色は無地の黒・紺・茶とする。
- (2) 前髪は目にかからない。かかる場合は、しっかりヘアピンで留めること。
- (3) ヘアピン等は、黒で小さくあまり目立たないものとする。
- (4) カール・パーマ・染色・脱色・加工（エクステなど）及び極端な髪型等は禁止する。
- (5) 眉は整える程度は可とする。極端に剃ったり、抜き取ることは絶対にしない。
- (6) 整髪料は使用しない。

通学規程

1 単車通学規定

- (1) 自宅から学校までの距離が片道6 km以上で、交通機関が不便である地域の者は、学校までの通学を認める。
- (2) 特に通学に支障があり、特別に許可を得た者は、学校または最寄りのバス停・駅までの通学を認める。
- (3) 通学を許可された者は、学校指定のステッカーを所定の場所（泥よけの部分）に貼ること。
- (4) 下記の注意事項を守ること。
 - ア 通学のみ使用すること
 - イ 車種は排気量50cc以下の原動機付自転車（スクータータイプを推奨）を使用すること。
 - ウ ヘルメットは白を基調としたフルフェイスとする。
 - エ 常に交通法規を遵守し、安全運転に努めること。
 - オ 足元に荷物を置かず、学生鞆は荷台にくくりつけること。
 - カ 正しい場所に、きちんと並べて駐輪し、必ず施錠すること。
 - キ 今和泉小学校前の道路、また、校内では乗車をせずエンジンを切り、押して通行すること。
 - ク 違反や事故等があった際は、速やかに担任および交通安全係に届け出ること。
 - ケ 任意保険に加入すること。

2 自転車通学規定

- (1) 自転車通学許可願を提出し、通学を許可された者でなければならない。
- (2) 学校または最寄りのバス停・駅までの通学とする。
- (3) 通学を許可された者は、学校指定のステッカーを所定の場所に貼ること。
- (4) 任意保険への加入を義務とする。
- (5) 学校まで通学する者は、ヘルメットを着用することとし、それ以外の者は、努力義務とする。
- (6) 下記の注意事項を守ること。
 - ア 自転車安全基準に適合する自転車を使用すること（ハンドルの形状やステップなど改造等された自転車は許可しない）。
 - イ 常に交通法規を遵守し、安全運転に努めること（2人乗り・並列走行・傘差し運転・携帯電話を使用しながらの運転・イヤホンやヘッドフォンで音楽を聴きながらの運転・夜間無灯火運転等をしてしないこと）
 - ウ 正しい場所に、きちんと並べて駐輪し、必ず施錠すること。
 - エ 前かごには荷物を入れ過ぎず、学生鞆は荷台にくくりつけること。
 - オ 今和泉小学校前の道路、また、校内では乗車せず、押して通行すること。
 - カ 違反や事故等があった際は、速やかに担任および交通安全係に届け出ること。

運転免許取得規定

1 原動機付自転車免許

- (1) 通学（単車通学規定）や家庭事情等により単車免許を必要とする者に限り、事前に受験願を提出し交通係等の許可を得て受験できる。
- (2) 受験日は、春・夏・冬季の休業日に受験する。
- (3) 合格したときは係に報告する。

2 その他

- (1) その他の運転免許取得については、禁止する。ただし、特殊小型免許など家庭の事情によりどうしても必要とする者は、生徒指導委員会等で特別に許可を得て取得すること。

アルバイト規定

1 長期休業中等のアルバイトについて

(1) 許可基準

- ① 学業成績に問題がないこと。
- ② 素行上問題がないこと。
- ③ 雇用条件（時間・日数・安全性・保障の配慮）が適当であること。
時間：1日8時間以内とし、10:00～18:00 が望ましいが遅くとも日没までとする。残業は禁止。
場所：下記のような場所や業務は認めない。
ア 危険またはきつい作業現場（海水浴場・プールの監視も含む）
イ 興行的・遊技的な場所
ウ 酒席等
エ その他、教育的・安全に問題があるもの
保障：業務上の災害については、雇用主で補償する。
- ④ その他、学校が教育的に認めたものであること。

(2) アルバイトの種類等

- ① 長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）におけるアルバイト
- ② 平常日における新聞配達等のアルバイト
- ③ 3年生の自宅学習期間中については進学、就職準備のために行うアルバイトは認める。

(3) 許可出願の手続き

「アルバイト許可願」を記入し許可をもらう。

- ① 生徒…アルバイト先を探す。
- ② 係…規定・手続きの説明後に、アルバイト許可願を受け取る。
- ③ 生徒…本人・保護者は許可願に必要事項を記入し、雇用主記入欄にも必要事項を記入してもらう。
- ④ 担任…内容を確認して許可願へ押印し、生指アルバイト係へ行かせる。
- ⑤ 係…内容の確認後に、許可願へ押印する。
報告書の提出等の説明・注意をした後、許可する。
アルバイト許可一覧表へ必要事項を記入する。

※ なお、長期休業中の許可手続きは、担任が係の代行を行い、始業式に正式な手続きをする。

※ 無断アルバイトで指導を受けた者は、3カ月間アルバイトの許可はしない。

(4) 就業心得

- ① 自宅から通勤できる場所とし、宿泊は禁止する。
- ② 単車による就労、通勤は禁止する。
- ③ 労働時間は1日8時間以内とし、遅くとも日没までとする。残業はしない。
- ④ 配達中の交通安全について十分配慮すること。（単車の使用は禁止）

2 特別アルバイトについて

(1) 許可基準

- ① 家庭的に特別な事情のある場合に限り、土曜日・日曜日・祝日のアルバイトについて特別に許可する。なお、平日（出校日）及び1学年の1学期中のアルバイトは認めない。
- ② その他については、長期休業中のアルバイト許可基準に準ずる。
※ 無断アルバイトで指導を受けた者は、3カ月間アルバイトの許可はしない。

(2) 許可出願の手続き

申請（保護者）→担任所見記入→係会で審議→職員会の了承→許可願の記入→雇用主記入→許可願→係で確認→アルバイト許可

※ 必ず担任は保護者に連絡をしてください。

※ 年度更新を行う際に、成績・素行面で問題がある場合、停止または取り消すこともある。

(3) 就業心得

長期休業中の就業心得に準ずる。